

控訴状

東京高等裁判所 御中

2009年10月14日

控訴人ら代理人弁護士	安	藤	雅	樹
同	笠	原	一	浩
同	神	山	美智子	
同	柏	木	利	博
同	光	前	幸	一
同	駒	井	重	忠
同	近	藤	卓	史
同	竹	澤	克	己
同	伊	達	雄	介
同	富	山	喜久雄	
同	馬	場	秀	幸
同	若	槻	良	宏
同	柳	原	敏	夫

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

遺伝子組換え稲作付禁止等請求控訴事件

訴訟物の価格 金 2 3 3 0 万円

貼用印紙額 金 1 3 万 8 0 0 0 円

上記当事者間の新潟地方裁判所高田支部平成 1 7 年（ワ）第 8 7 号、遺伝子組換え稲作付け禁止等請求事件・同 1 8 年（ワ）第 1 6 号遺伝子組換えイネ野外実験栽培差止め等請求事件について、同裁判所で 2 0 0 9 年 1 0 月 1 日言渡された判決は全部不服であるから、控訴を提起する。

原判決の表示

主文

- 1 本件訴えのうち被告に対して平成 1 8 年実施（予定）のカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培の差止めを求める部分（下記請求 1）を却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、平成 1 8 年 4 月から被控訴人の北陸研究センター（所在地ー新潟県上越市稲田 1 - 2 - 1）に付設された高田圃場において予定しているカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培をしてはならない。
- 3 被控訴人は、控訴人番号 1 ないし 3 の控訴人らに対し、それぞれ金 5 0 万円とこれに対する平成 1 8 年 1 月 5 日から完済に至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人は、控訴人番号 4 ないし 1 3 の控訴人らに対し、それぞれ金 1 0 万円とこれに対する、控訴人番号 4 ないし 1 0 の控訴人らについては平成 1 8 年 1 月 5 日から、控訴人番号 1 1 ないし 1 3 の控訴人らについては平成 1 8 年 3 月 4 日から、完済に至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。

- 5 訴訟費用は、第一、二審を通じ、被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は3項及び4項について仮に執行することができる。
との判決を求める。

控訴の理由

追って、提出する。

添付書類

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 訴訟委任状 | 5通 |
| 2 | 代表者事項証明書 | 1通 |

以上